

第三次寝屋川市地域福祉計画  
[みんながつながる地域福祉プラン] 素案 (案)

目 次

I. 寝屋川市の地域福祉	1
1 地域福祉とは	1
2 この5年間の動向と課題	2
II. 計画の基本的事項	6
1 計画策定の目的	6
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定方法	7
5 計画の推進方法	7
III. 地域福祉の推進方向	8
1 地域福祉の推進目標	8
2 取組の柱	8
3 役割分担と協働の考え方	11
4 エリアごとの取組と連携の考え方	14
IV. 取組の方向	16
【取組の方向として示したこと】	16
【取組の体系】	17
(各項目の内容)	18
V. 先導的に取り組む事項	26

平成 27年 12月



## I. 寝屋川市の地域福祉

### 1 地域福祉とは

地域福祉の「地域」という言葉には、これからの福祉を充実していく上での、様々な思いが込められています。

この計画では、前計画（※）の考え方を継承し、「地域福祉」を「誰もが【地域】とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、【地域】の力を合わせて、【地域】に合った福祉をつくる」ための様々な取組と考え、推進します。

これは、

#### 誰もが【地域】とつながりをもって

… 誰もが、日常の生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

#### 安心して心豊かに暮らせるよう

… 「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

#### 【地域】の力を合わせて

… 市や関係機関の公的な制度に基づく取組を土台に、市民、団体、事業者等も「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人一人の権利を大切にし、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かい支援を行います。

#### 【地域】に合った福祉をつくる

… 国、大阪府の制度等も活用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

そのために、

「ちいき」に関わる様々な人たちの力で、

「ふ」だんの

「く」らしの

「し」あわせを支え合おう！ を合言葉に、

一人一人が「できること・したいこと」に取り組みましょう。

※ 本市では、平成17年3月に「寝屋川市地域福祉計画」を、また、平成23年3月に前計画となる「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」を策定しました。

## 2 この5年間の動向と課題

「ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（第二次寝屋川市地域福祉計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定した平成23年からの5年間、本市の地域福祉を取り巻く状況は変化し、市民生活等にも影響が現れています。

### ① 高齢化が一層進行し、特に後期高齢者（75歳以上の人）の割合が大きくなっています

本市の高齢化率（65歳以上の市民の割合）は、平成23年10月の22.6パーセントから、平成27年10月には27.2パーセント、平成32年には28.7パーセントになり、平成37年にかけてほぼ横ばいで推移すると推計しています。

また、高齢者のうち後期高齢者の割合は、平成23年10月の39.0パーセントから平成27年には41.7パーセント、平成37年には62.4パーセントと大幅に上昇し、人数も平成27年の27,219人から平成37年には40,464人に増加すると推計しており、今後、介護、医療、様々な生活支援サービス等のニーズの増加が予測されます。

一方、地域の福祉活動等で大きな役割を担っている「前期高齢者」（65歳以上、75歳未満の人）が減少すると予測され、様々な世代が担い手として参加する取組を進めていくことが、喫緊の課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、様々な支援を一体的に行う「地域包括ケア」を地域の方で推進し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

### ② 子ども・子育てへの支援が一層求められています

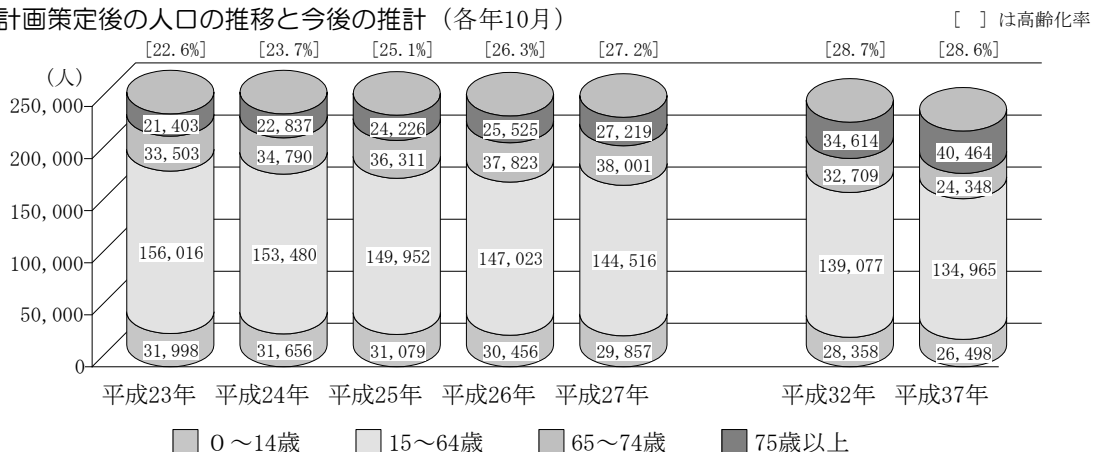
本市の合計特殊出生率（※1）は、平成20～24年は1.44とそれまでよりもやや上昇し、全国及び大阪府の平均値（※2）を上回っています。しかし、15歳未満の年少人口は、平成23年10月の31,998人から平成27年10月には29,857人に、平成37年には26,498人に減少すると推計しており、より一層、安心して子どもを産み、育てられるための支援を充実することで、少子化を食い止め、活力あるまちづくりにつなげていくことが重要です。

また、家族や地域のつながりが変化する中、孤立して子育てをしている人等への支援を、地域一体となり行うことで、子育ての負担の軽減等を一層図る必要があります。

※1 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数。

※2 人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）によると、平成20～24年の合計特殊出生率の全国平均値は1.38、大阪府の平均値は1.32です。

前計画策定後の人口の推移と今後の推計（各年10月）



※ 平成23から27年までは住民基本台帳による人口です。また、平成32、37年は「寝屋川市高齢者保健福祉計画（2015～2017）」での推計値です。

### ③ 地域に根ざした相談窓口やサービスが充実してきています

日常の生活、介護、子育て等の支援ニーズが多様化する中、より地域に根ざした支援を推進するため、福祉制度は、地域の力と連携する方向で改正されています。

こうした状況を踏まえ、本市では、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、2中学校区（4小学校区）ごとのコミュニティセンターエリアを介護保険制度の「日常生活圏域」、本市子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」と定めるとともに、このエリアを基盤として、暮らしに関わる相談支援を地域と密着して行う、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を社会福祉協議会が配置しています。

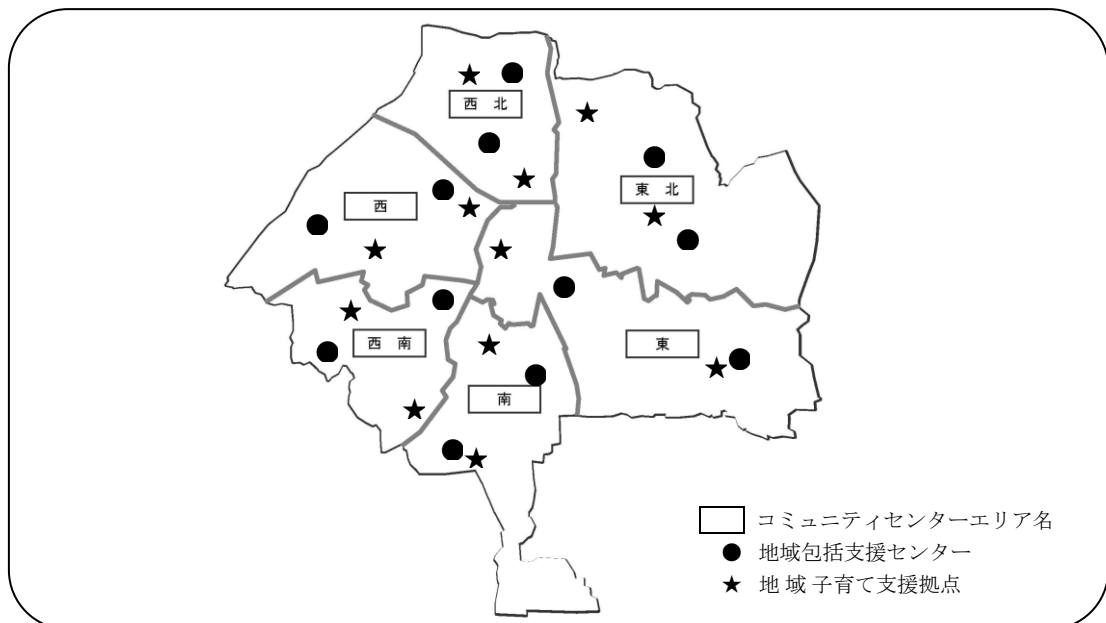
また、高齢者の相談窓口である地域包括支援センター、地域子育て支援拠点である地域子育て支援センター又はつどいの広場を中学校区ごとに設置するなど、より地域に密着した福祉の充実を図っています。

こうした拠点や取組をいかにするため、市民、団体、事業者等の地域福祉活動と連携することにより、身近な地域で支え合える仕組みづくりを進めていくことが重要です。

前計画策定後の地域福祉に関する主な制度の動向

平成23年6月	介護保険法が改正
	NPO法が改正（平成24年4月に施行）
8月	障害者基本法が改正
平成24年8月	社会保障制度改革法が施行
	子ども・子育て関連3法が成立（子ども・子育て支援新制度は平成27年4月に開始）
10月	障害者虐待防止法が施行
平成25年4月	障害者総合支援法が施行
6月	障害者差別解消法が成立・障害者雇用促進法が改正（平成28年4月に施行）
	精神保健福祉法が改正（平成26年4月に施行）
	災害対策基本法が改正
12月	生活困窮者自立支援法が成立（平成27年4月に施行）
	社会保障改革プログラム法が成立
平成26年5月	難病医療法が成立（平成27年1月に施行）
6月	介護保険法が改正・医療介護総合確保推進法が成立（平成27年4月に施行）

コミュニティセンターエリアと地域包括支援センター・地域子育て支援拠点



#### ④ 公民の協働による取組が一層進んでいます

本市では、校区福祉委員会、ボランティア団体、NPO等により、様々な地域福祉活動が積極的に展開されるとともに、福祉や生活に関わるサービスを提供する事業者等との連携も広がり、公民協働による地域福祉が推進されています。

平成27年4月には地域協働協議会が全小学校区で設立され、地域福祉活動においても協働して取り組むことが重要です。

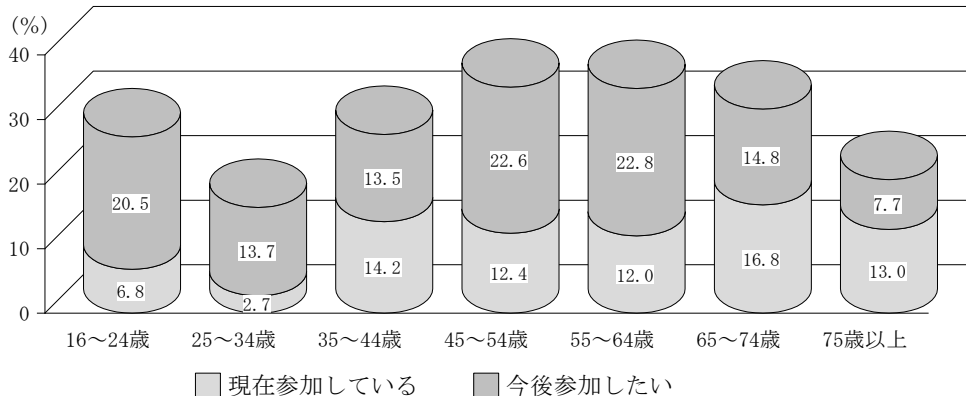
#### ⑤ 地域福祉の担い手の確保が課題となっています

新たな協働の取組が求められる背景の一つに、就業環境の変化等により、若い人が地域の活動に参加しにくいなど、地域の担い手の固定化・高齢化があります。しかし、平成27年7月に実施した市民アンケート調査(※)の結果では、地域の活動に「参加したい」という意向をもつ人は各年代を通して少なくないことが示されており、これまで以上に、各々のライフスタイルに応じて参加できる活動づくり、参加の呼び掛け等を進めていく必要があります。

また、福祉、介護、子育て等のサービスの担い手不足も深刻な課題となっており、福祉の仕事に就く人を増やし、働き続けられるための支援や環境づくりを積極的に進めていくことが重要です。

※ 地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査 ～第三次地域福祉計画の策定に向けた調査～

福祉に関する活動への参加の状況と今後の意向（市民アンケート調査の結果より）



※ 「身近な地域での福祉活動」、「ボランティア・NPOなどの活動」、「当事者活動」のいずれかに、現在参加している人、今後参加したいと回答した人の割合を示したものです。

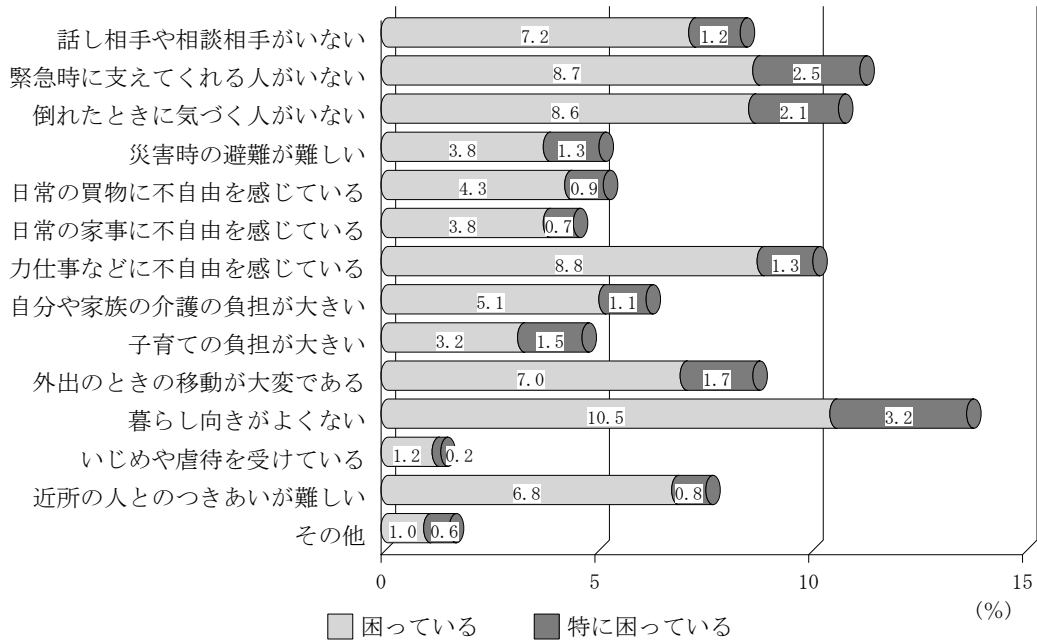
#### ⑥ 生活に困窮するリスクの高い人の増加、虐待、孤立死等の深刻な事象が増えています

家族や地域のつながり、経済、雇用環境などが変化中、生活に困窮するリスクの高い人の増加、高齢者、障害者、児童等への虐待、一人暮らしの人の孤立死等の深刻な事象が増えており、市民アンケート調査の結果でも、地域で生活する上での様々な“困りごと”を抱え、今後不安を感じる人が少なくないことが示されています。

本市では、地域や福祉事業者の連携による一人暮らし高齢者の緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を社会福祉協議会が先駆的に実施するとともに、平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施しています。また、関係機関等が密接に連携し、虐待等の早期発見と早期対応に取り組んでいます。

こうした生活支援や課題解決に資する取組をより一層充実し、多様化する課題に効果的に対応していくことが重要です。

日常生活で困っていること〔複数回答〕（市民アンケート調査の結果より）



※ 調査票の選択肢順に図示しています。

※ 「その他」の記述回答では、各選択肢の“困りごと”の具体的な内容と共に、将来の生活（生計、介護、移動等）に関する様々な不安が挙げられています。

**⑦ 災害、犯罪、事故等から市民を守る安全なまちづくりが一層求められています**

近年、各地で大雨等の自然災害が多発する中、今後発生が予測される南海トラフ地震などの大規模災害への備えを進めるに当たっては、市民一人一人の防災意識や備えを高めるとともに、福祉的な支援が必要な人への対応等を想定した防災対策を行うなど、より幅広く市民の生命と生活を守る取組が重要です。

また、犯罪、事故等から、弱い立場に置かれがちな高齢者、障害者、児童等の安全な生活を確保するため、より一層、地域資源をいかした取組を推進していくことが重要です。

**⑧ 地域ので支援する取組をつなぎ、発展させていくことが重要です**

本市では、高齢者分野の「地域ケア会議」、障害者分野の「自立支援協議会」、児童分野の「子ども・子育て会議」など、市と市民、団体、事業者等との協働の仕組みをいかした保健福祉の取組を進めています。

こうした取組を、地域福祉の視点で効果的に連動させ、制度の狭間にも対応した仕組みを構築するとともに、対象者やサービスが重なる部分については調整を行うなど、より一層、効率的かつ効果的な取組を推進していくことが重要です。

**こうした変化にも的確に対応していくため、  
第二次計画の取組の成果と課題も踏まえ、  
更にステップアップした取組を進めましょう！**

## Ⅱ. 計画の基本的事項

### 1 計画策定の目的

前計画の計画期間が平成27年度末で終了することから、前計画に基づく取組の成果、課題を踏まえるとともに、今後の本市の地域福祉を取り巻く状況の変化等にも的確に対応するため、一層ステップアップした活動や事業を展開していく指針として、第三次地域福祉計画〔みんながつながる地域福祉プラン〕を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

#### (1) 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

本計画は、本市の地域福祉を推進するため、社会福祉法（第107条）に基づき策定する市町村地域福祉計画です。

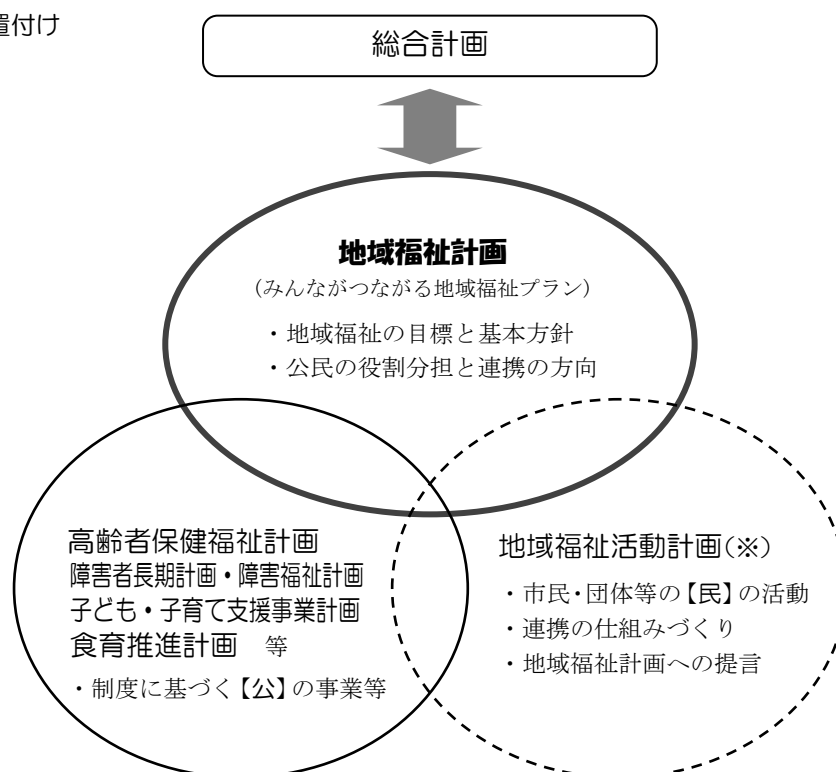
#### (2) 「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画

本計画は、「第五次寝屋川市総合計画」を地域福祉の視点で推進する計画であり、第五次総合計画の基本構想及び平成28年度からスタートする後期基本計画と整合性を図ります。

#### (3) 分野別計画等を効果的に連携させ推進するための“保健福祉のマスタープラン”

保健福祉に関する分野別計画等を、地域福祉の視点で連携させ効果的に推進するため、本計画を“保健福祉のマスタープラン”として位置付け、基本的な方向性、福祉分野での協働を進める仕組みや基盤づくりの取組等を定めます。

計画の位置付け



※ 地域福祉推進機関である社会福祉協議会が呼び掛け役となり、【民】（市民・団体・事業者等）が取り組む活動を定める計画です。



### 3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とします。

### 4 計画の策定方法

本市の地域福祉に関わる市民、団体、事業者、市・関係機関等の様々な主体の思いを反映するため、市民アンケート調査等により広く意見を集約しながら、市民、地域福祉に関わる団体等で構成する「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で意見交換等を行い、計画を策定しました。

### 5 計画の推進方法

「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」において、適宜、計画全体の推進方法の検討、進捗状況の評価、更なる推進等について協議し、PDCIサイクル(※)による効率的かつ効果的な施策・事業の推進を図ります。

また、本計画に基づく活動や事業を具体的に推進するため、地域福祉関係者の参加の下、テーマや地域ごとの協議の場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

庁内推進体制として関係部局による「(仮称)地域福祉推進会議」を設置し、第三次地域福祉計画に基づく施策・事業を計画的に実施します。

※ 計画 (Plan) → 実行 (Do) → 点検 (Check) → 改善・改革 (Innovation) を繰り返すことで、継続的に改善を進めていく手法です。

#### (社会福祉法第107条)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## Ⅲ. 地域福祉の推進方向

### 1 地域福祉の推進目標

## “おたがいさま” でみんながつながり、 “地域の福祉” を高めよう！

地域福祉は、地域で生活していく上で、誰にでも起こり得る“困りごと”を、それぞれが「できること・したいこと」で解決し合う取組です。

市民や団体が、また、事業者、市・関係機関等も“おたがいさま”の気持ちでつながり、力を合わせて、“高い目標を目指す福祉のまちづくり”を進めます。

### 2 取組の柱

《地域福祉の推進目標》の実現を図るため、市、関係機関等が法律、制度等に基づき行う「公的なサービス」と、市民、団体等が主体的に取り組む「地域福祉活動」とが効果的につながるよう、地域で安心して暮らせる仕組みや基盤づくりを一体的に進めます。

そのため、前計画の成果と課題を踏まえ、更に発展させた10本の《取組の柱》を設定し、相互に関連付けながら推進します。

※以下、項目の順序は取組の優先度を示すものではありません。

#### ① 生活の“困りごと”に対応する

地域福祉の最大の目的は、誰もが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるよう、日常生活、介護、子育て等における様々な“困りごと”に対応することです。

少子高齢化の進行、家族機能の変化等による福祉ニーズの多様化・複雑化、制度の狭間となっている問題等に対応するため、公と民の力を効果的に連携させ、取組を推進します。

また、様々な問題の重複、社会からの孤立等により、生活に困窮するリスクが高い人が増えている中、市民一人一人のニーズへの対応や“困りごと”が起こりにくい地域づくりに取り組むとともに、地域で安心して暮らせる“住まい”を確保できるよう、整備や支援を進めます。

#### ② ニーズに気付き、支援につなぐ

日常生活の“困りごと”を予防し、また、起きてしまった場合に的確に対応するため、自分自身や周りの人が“困りごと”に気付き、適切な対応や支援につなぐ取組を推進します。

そのために、“困りごと”に気付いたときや将来に不安を感じたとき、気軽に相談できる窓口や、地域等での相談活動の充実を図るとともに、相談すれば適切な機関や支援につながるよう、相談窓口、活動等のネットワークを充実します。

また、既存のサービス、活動では解決困難な“困りごと”に、複数の機関等が協働して対応するため、分野を超えて話し合い、新たな資源、制度等を創出する仕組みを構築します。

#### ③ 地域福祉を知る、学ぶ

一人一人が地域福祉の“受け手”・“担い手”として関われるよう、本市での取組等の情報

を積極的に発信します。

また、必要な情報が、必要な人に、必要なときに伝わるよう、様々な方法で伝達するとともに、自ら情報を受け取る意識を高めます。

そのほか、地域福祉の理解を一層深め、“受け手”・“担い手”としての実践（困ったときには適切に支援を受け、一人一人ができることで担い手ともなる）に結びつけるため、学校、地域、会社等の様々な場で、地域の福祉ニーズや活動に即した実践的な福祉学習を推進します。

#### **④ 健康と生きがいを高める**

一人一人がライフステージに応じた心と身体の健康づくり、介護予防の取組などを主体的に進めるよう、地域や仲間と呼び掛け取り組みます。また、市民の健やかな生活を支える保健・医療を関係機関等が連携し、より一層効果的に推進します。

健康で生きがいのある生活を送る上で、地域及び社会とつながりを持ち、生き生きと暮らすことができるよう、一人一人が生活の目標を描き実践する意識を高めます。

そのほか、各々のニーズに応じた社会参加を進めるよう、支援する取組や環境づくりを推進します。

#### **⑤ 地域福祉の担い手を充実する**

地域福祉の担い手を充実するため、様々な世代の人が「できること・したいこと」で担い手として参加できる呼び掛けや機会づくりを積極的に行うとともに、市民、団体、事業者等の連携強化に向け、担い手のネットワークの充実を図ります。

また、福祉ニーズの多様化・複雑化に対応するため、人と関わり、生活を支える仕事の魅力を伝える取組を充実し、福祉に関する仕事の担い手の確保に向けた取組を推進します。

#### **⑥ 地域福祉活動を支える**

市民、団体、事業者等の地域福祉活動を支援し、活動への参加意識が取組として効果的に展開・継続されるよう、拠点、財源、情報、専門的助言等の支援を充実します。

そのため、「活動を支援することも大切な参加形態の一つだ」ということへの理解を広げ、地域の資源をいかした取組を推進します。

#### **⑦ 一人一人の権利を守る**

認知症がある高齢者、障害者など、判断能力が十分ではない人が地域で自立した生活を送れるよう、寄り添い支援する取組を充実します。

また、高齢者、障害者、児童等への虐待、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）等の権利侵害や差別的な事象を無くすための取組を推進します。

あわせて、担い手の意識やスキルも一層高めながら、支援を受ける人の立場で自立を支え、生活の質を充実するという視点を持ち、サービスや活動の質を高める取組を推進します。

#### **⑧ 地域のつながりを広げる**

ライフスタイルの変化等により、地域のつながりが変化する中、地域福祉を推進する基盤づくりとして、生活や日常的な活動の場となる地域（一人一人の暮らしの場面に応じたそれぞれのエリア）での、多様な人や組織のつながりづくりを推進します。

## ⑨ 快適で安全なまちをつくる

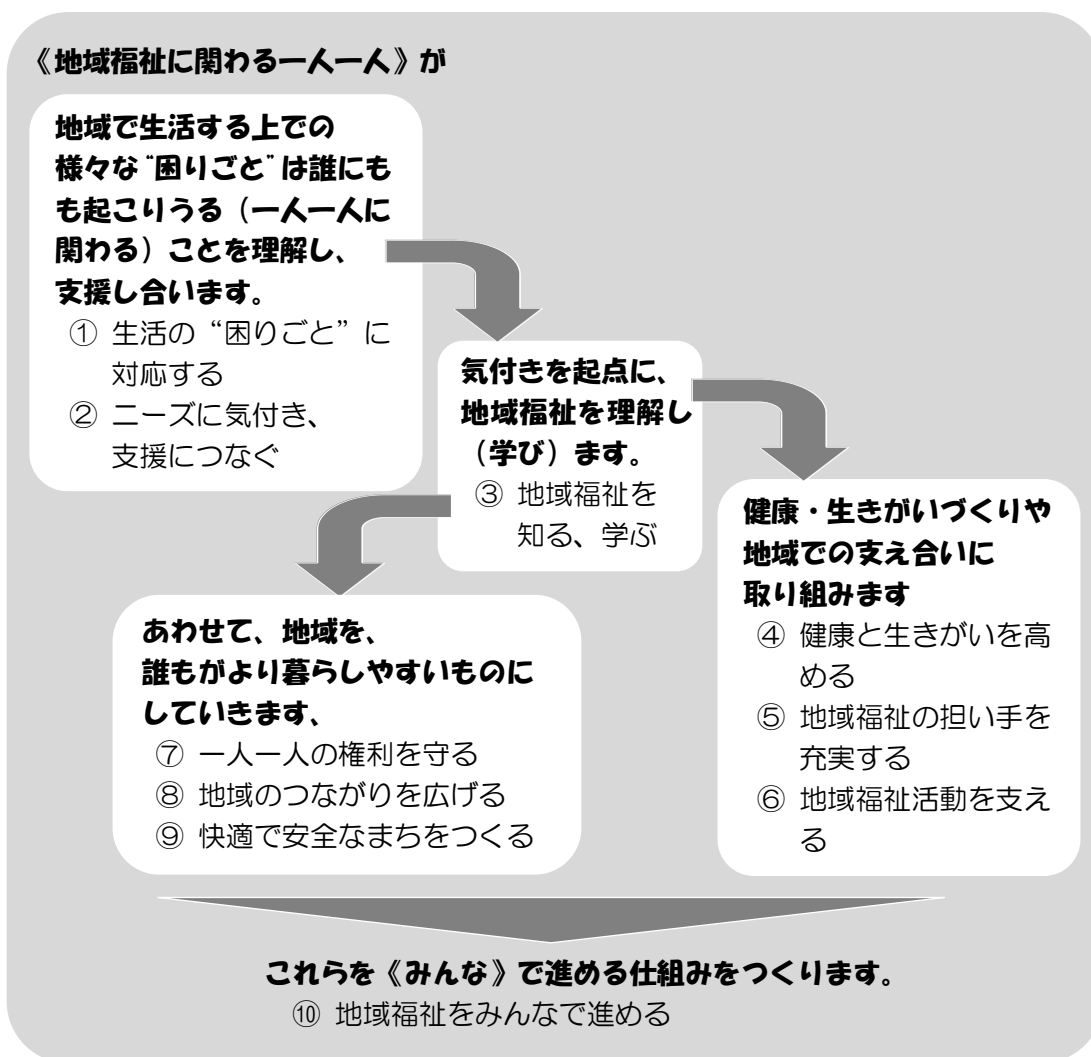
誰もが快適に日常生活や社会参加ができるユニバーサルデザイン（誰もが利用できる設計）のまちづくりを進めるため、都市施設の整備、情報伝達や移動を支援する取組等を充実するとともに、一人一人がお互いに思いやる気持ちやマナーを高めます。

また、弱い立場に置かれがちな人にも配慮した、災害時、緊急時等の対応を行うための備えや、犯罪及び事故が起りにくいまちづくりを、市民の意識を一層高めながら推進します。

## ⑩ 地域福祉をみんなで進める

地域の様々な力をいかし、①から⑨までの取組を一層効果的に推進するため、公民分野の枠を超え、本市の地域福祉に関わる多様な人や組織が集まって話し合い、分担・協働して取組を進めていく場や仕組みの充実を図ります。

取組の柱の流れ



### 3 役割分担と協働の考え方

地域の多様な人や組織が、各々の得意なことをいかして、“おたがいさま”で役割分担し、協働して地域福祉を推進します。

#### ① 市民一人一人

地域福祉は、「より良い暮らしを送っていく上で一人一人に関わる」ということを理解し、自分や家族が健康で生きがいをもって暮らせるよう心掛け主体的に実践します。また、地域や地域で暮らす人に関心を持ち、共に暮らす仲間としてお互いに存在を認め、尊重し合うよう努めます。

より一層暮らしやすい地域にするため、小さなことでも一人一人が「できること」、地域及び仲間同士での活動、仕事等を通じ、“おたがいさま”の気持ちで各種活動に取り組みます。

#### ② 地域福祉の基盤となる活動（地域型の活動）を行う団体

《自治会（婦人会、子ども会、老人会等）、地域協働協議会、民生委員・児童委員（校区委員会）、校区福祉委員会等》

自治会、婦人会、子ども会、老人会等の身近な地域組織は、「身近な地域でのつながりづくり」を進めるため、多くの人の参加を呼び掛けます。また、最も身近な地域福祉の担い手として、お互いに気に掛け合い、困ったときは支え合える活動を進めます。

民生委員・児童委員は、生活の様々な“困りごと”の相談に対し、必要に応じて専門機関につなげるなど、地域とのつながりづくりを進める援助等を行います。

校区福祉委員会は、地域協働協議会と連携するとともに、市民やテーマ型の活動を行う団体等ともネットワークを広げ、自治会等だけでは対応が難しい課題に応じた活動を進めます。

地域協働協議会は、様々な団体等の参加と協働により、地域の実情に応じた活動を効果的に進めます。

#### ③ テーマに焦点を当てた活動（テーマ型の活動）を行う団体

《ボランティアグループ、NPO、当事者団体等》

新たな担い手を増やすため、呼び掛けを行いながら、地域福祉の課題解決、生活の“困りごと”を支援し合う活動、それらの事業化・制度化に向けた取組を進めます。

また、地域福祉の推進に取り組む団体、事業者、関係機関等との連携を強化することで、それぞれの活動をより一層充実するとともに、得意とする支援をいかして協働し、本市の地域福祉を推進します。

#### ④ 福祉サービスを提供する事業者

《社会福祉法人、介護保険や障害福祉のサービスを提供する事業者等》

福祉サービスを利用する人が地域とつながりを持ち安心して暮らすことができるよう、地域福祉の視点に立ち、より一層、福祉サービスの質を高めながら、様々な福祉ニーズに的確に応えるサービスの提供に取り組みます。

また、社会福祉法人による「地域貢献委員会」の取組等も通じ、地域で生活している人を広く支援するとともに、市民、団体、事業者等の地域福祉活動との連携や、福祉のプロとしての専門性、人材、拠点等をいかした活動を推進します。

## ⑤ 日常生活に関わるサービスを提供する事業者

《ライフラインの検針、新聞・郵便の配達、宅配、医療などの日常生活に関わるサービスを提供する事業者等》

市民の日常生活に関わりの深い事業者は、事業を通じて、声掛け、異常を感じた時の通報、支援ニーズの把握、地域の担い手として活動支援を行うなど、事業者の特性をいかした取組を進めます。

## ⑥ 社会福祉協議会

地域福祉を推進する関係機関と連携し、専門性やコーディネーターとしての役割を發揮することで各取組を充実するとともに、お互いに協力して効果的な取組が展開できるよう、先導、支援します。

そのため、地域福祉に関わる人、「公」と「民」の団体、機関等が幅広く参加できる「地域福祉のプラットフォーム」（協議と連携の場）としての役割を一層強化します。

また、地域に根ざした支援を進める上での“つなぎ役”を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を始め、地域福祉の視点に立った相談支援や、地域と連携して生活を支援する事業を、先駆的に推進します。

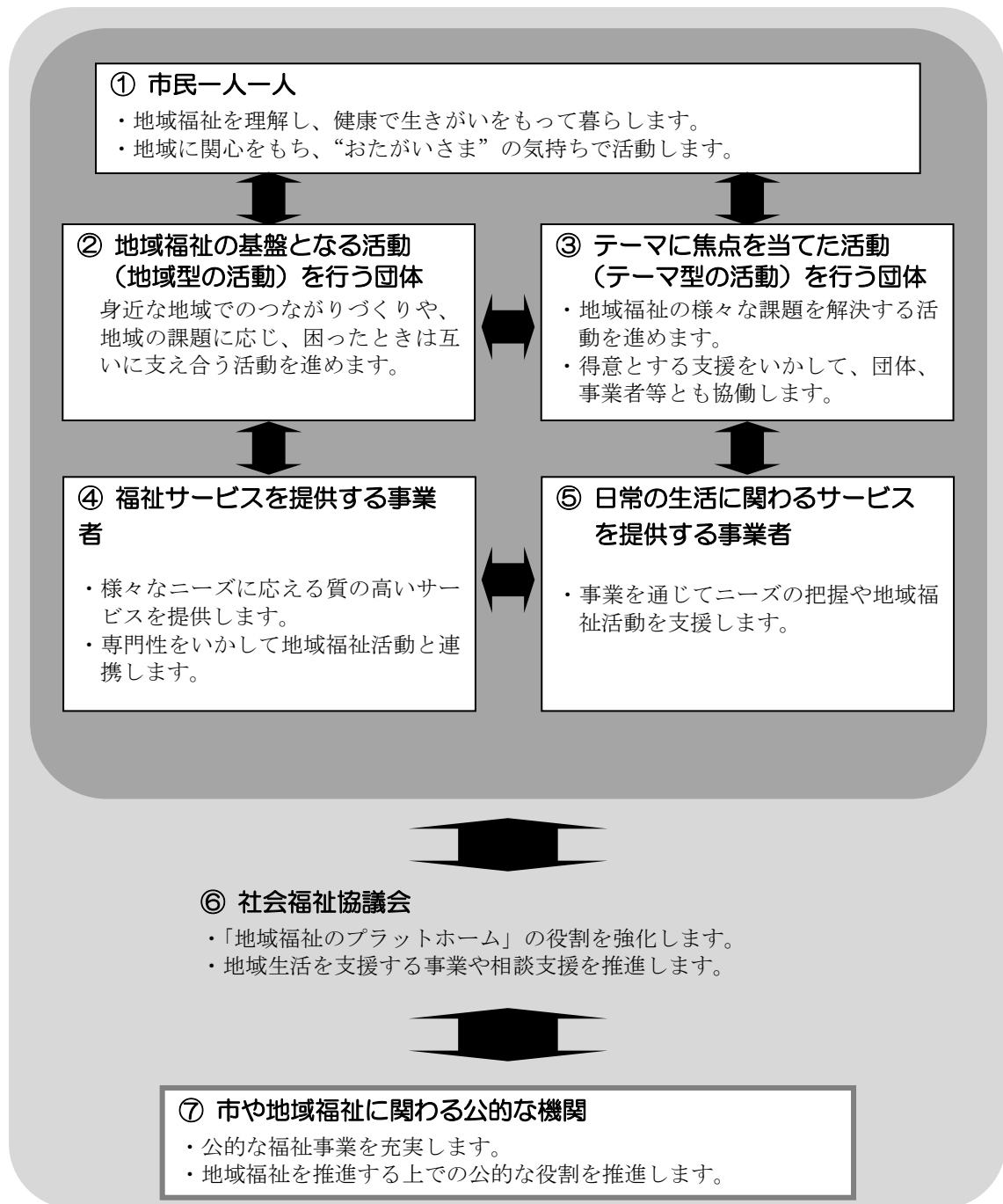
## ⑦ 市や地域福祉に関わる公的な機関

地域福祉の土台である公的な福祉の事業を充実するため、制度の枠を超え様々な福祉ニーズに対応できる枠組みを再構築します。

民間だけでは取り組めない課題について、市民、団体、事業者等と協働するとともに、行政の総合力をいかすなど、公的な役割を發揮し取り組みます。

地域福祉に多くの市民、団体、事業者等が参加し、協働して進めていくための仕組み、環境整備等の条件整備を推進します。

## 各主体の役割分担と協働



## 4 エリアごとの取組と連携の考え方

地域福祉の取組については、生活や活動・事業に応じたエリアにおいて、重層的に補って効果的に推進します。

### ① 自治会のエリア

#### 【身近なつながりや日常的な支え合いのエリア】

自治会は、暮らしの土台である“住まい”の環境をより良いものとするため、住民が協力する、地域福祉の原点となる組織です。

班単位等の身近な交流も進めながら、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気付き、協力して支援の仕組みにつなぐなど、顔が見え、声を掛け合える関係を大切にしながら取組を進めます。

### ② 小学校区（校区福祉委員会）のエリア

#### 【様々なニーズに対応する地域福祉活動のエリア】

小学校区は、自分のまちとしての意識の面、歩いて移動できる圏域として、生活とのつながりが深いエリアです。

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会による、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼び掛けを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

### ③ コミュニティセンターエリア（2中学校区）

#### 【地域に根ざした福祉サービスの提供、地域福祉活動との連携のエリア】

本市では、ふれあいのある豊かな地域社会づくりを目指す地域コミュニティ活動の拠点として、2中学校区（4小学校区）ごとにコミュニティセンターエリアを設置しており、介護保険制度や子育て支援の面では、コミュニティセンターエリアを圏域としつつ、中学校区ごとに設置している、地域包括支援センターや地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場）により、高齢者、子育てをしている人等への取組を推進しています。

こうした取組の成果を一層いかすため、地域の視点に立ったサービスを提供する仕組みづくりを、様々な団体、事業者等が連携して、圏域での福祉課題への対応を進めます。

### ④ 寝屋川市全域

#### 【専門性の高い支援の実施、制度化・事業化を含む全市的展開のエリア】

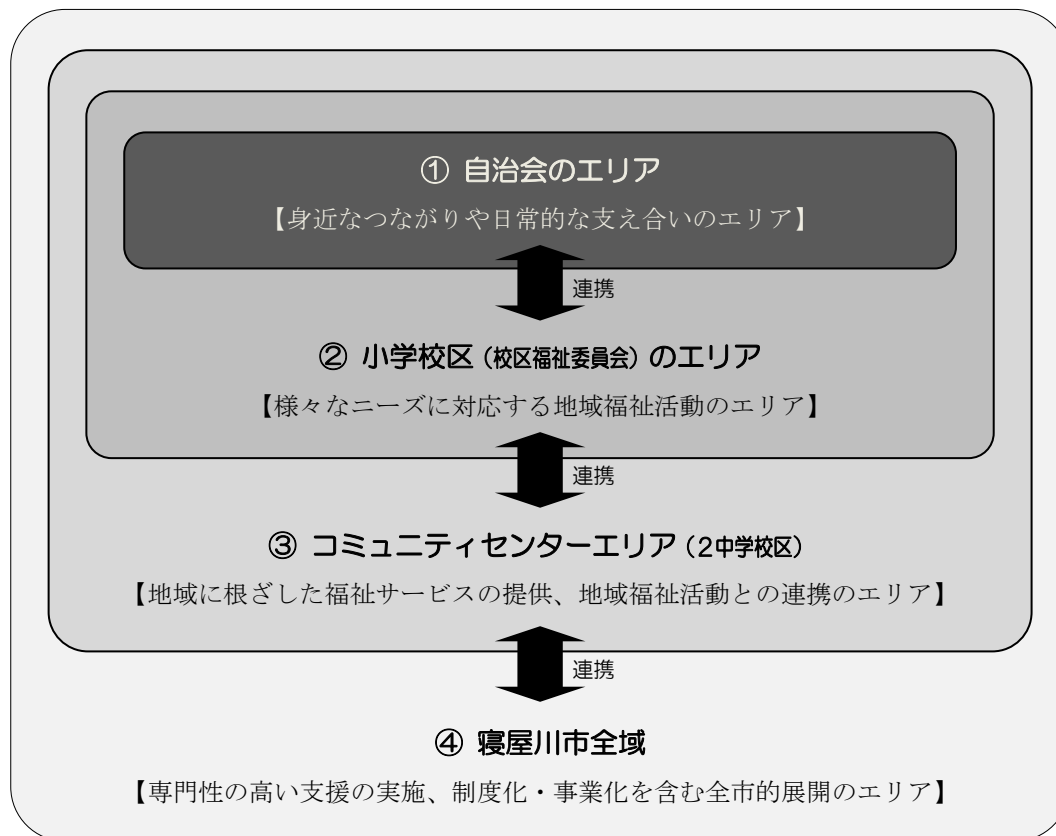
専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置付けで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、広域的に取り組めます。



## エリアごとの取組と連携



## IV. 取組の方向

《取組の柱》に沿って体系的な取組を協働で進めるため、20項目の《活動や事業》について「取組を進める上で共有する視点」を定めました。

市は、「市が取り組む方向」に基づき、次章（V）で示す《先導的に取り組む事項》を始めとした事業を、分野別の計画、各部署の事業等と連動させて推進します。

それぞれが“できること・したいこと”を考え、協力して活動や事業を推進します。

### 【取組の方向として示したこと】

#### 【取組を進める上で共有する視点】

各々の《活動や事業》を効果的に役割分担するとともに、協働して取組を進める上での「共有する視点」を定めました。

また、この視点に基づき、取組についての振り返り（評価）を行うとともに、成果と課題を踏まえ、更にステップアップを図ります。

#### 【市が取り組む方向】

市が、市民、団体、事業者等と協働して事業を行っていく上での、基本的な方向を定めました。

各項目に関係する部局では、年度ごとに計画を立て事業を行うとともに、分野別の計画等にも反映させて、地域福祉の視点での体系的な施策を推進します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”】

「市が取り組む方向」も参考にし、それぞれの立場で“できること・したいこと”について「活動・事業を実施していくためのマイプラン」(※)をつくり、お互いに協力しながら取り組んでいきましょう。

※ 計画の概要版などを通じて、以下のような事項のプランの作成を呼び掛けます。

- ・取り組みたい項目
- ・あなたやあなたが所属している団体でできること・したいこと
- ・活動・事業を進める上で、市民、団体、事業者等や市と協力したいこと
- ・活動・事業を進める上で、団体、事業者等や市に支援してほしいこと

【取組の体系】

《取組の柱》	《活動や事業》
<b>1 生活の“困りごと”に対応する</b>	(1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実 (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実 (3) 住まいの支援の充実
<b>2 ニーズに気づき、支援につなぐ</b>	(4) ニーズの把握 (5) 相談窓口とネットワークの充実 (6) 問題を解決する仕組みの充実
<b>3 地域福祉を知る、学ぶ</b>	(7) 情報伝達の充実 (8) 学習と話し合いの推進
<b>4 健康と生きがいを高める</b>	(9) 健康づくりと介護予防の推進 (10) 生きがいづくりの推進
<b>5 地域福祉の担い手を充実する</b>	(11) 地域福祉活動の担い手の充実 (12) 福祉サービス等の従事者の確保
<b>6 地域福祉活動を支える</b>	(13) 地域福祉活動への支援の推進
<b>7 一人一人の権利を守る</b>	(14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進 (15) サービスや活動の質の向上
<b>8 地域のつながりを広げる</b>	(16) 地域のつながりづくりの推進
<b>9 快適で安全なまちをつくる</b>	(17) ユニバーサルデザインのまちづくり (18) 安全なまちづくり
<b>10 地域福祉をみんなで進める</b>	(19) 協働で進める仕組みの充実 (20) 計画を推進する仕組みの充実

## 取組の柱 1 生活の“困りごと”に対応する

### (1) 福祉・介護・子育て支援サービス・活動の充実

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \* 新たな課題、制度の狭間などを含めた様々なニーズに対応する活動を推進します。
- \* 各々の強みをいかして協働し、効果的に支援します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・ 分野別計画等に基づき、ニーズに応じたサービスの確保を推進します。
- ・ 狭間の無い体系的な支援のために、サービスの開発や再構築に取り組みます。
- ・ 市民、団体、事業者等の取組を支援し、連携を強化します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

### (2) 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \* 一人一人の状況に応じた生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を推進します。
- \* 誰もが社会から孤立しないよう支援します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・ 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援を充実します。
- ・ 生活保護の適正な給付と自立支援を推進します。
- ・ 様々なニーズに応じた就労支援を推進します。
- ・ ひきこもりの防止や社会参加の支援を推進します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

### (3) 住まいの支援の充実

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \* ニーズに応じた暮らしの場の確保を支援します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・ 地域生活を支援する住宅や居住型の施設の確保と、入居への支援を推進します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

## 取組の柱 2 ニーズに気付き、支援につなぐ

### (4) ニーズの把握

【取組を進める上で共有する視点】

\*自分や周りの人のニーズへの気付きを推進します。

【市が取り組む方向】

- ・予防や気付きのための情報発信を充実します。
- ・見守りや声掛けを通じたニーズの把握を推進します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

### (5) 相談窓口とネットワークの充実

【取組を進める上で共有する視点】

- \*身近で気軽に相談できる場を増やします。
- \*適切な窓口や機関につながる仕組みを充実します。

【市が取り組む方向】

- ・“困りごと”の相談が的確に（ワンストップ的に）つながる仕組みを充実します。
- ・地域に密着した相談支援を充実します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

### (6) 問題を解決する仕組みの充実

【取組を進める上で共有する視点】

\*様々な主体が協働して効果的に解決する仕組みを充実します。

**【市が取り組む方向】**

- ・ 問題解決に協働で取り組み、新たな制度や資源につなぐ仕組みを充実します。

**【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】**

**取組の柱 3 地域福祉を知る、学ぶ**

**(7) 情報伝達の充実**

**【取組を進める上で共有する視点】**

- \* 地域福祉に関する情報を、様々な方法で発信します。
- \* 情報を必要な人に的確に伝えます。

**【市が取り組む方向】**

- ・ 様々なメディアや場を活用し、情報を発信します。
- ・ 必要な人に情報を伝える取組を充実します。

**【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】**

**(8) 学習と話合いの推進**

**【取組を進める上で共有する視点】**

- \* 様々な場での学習や話合いを推進します。

**【市が取り組む方向】**

- ・ 学校、地域、職場等の様々な場での、実践的な福祉学習や話合いを推進・支援します。

**【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】**

## 取組の柱 4 健康と生きがいを高める

### (9) 健康づくりと介護予防の推進

#### 【取組を進める上で共有する視点】

\*主体的な健康づくりや介護予防を推進・支援します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・心と身体の健康づくりや介護予防の取組への支援を充実します。
- ・地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

### (10) 生きがいづくりの推進

#### 【取組を進める上で共有する視点】

\*つながりや役割のある暮らしを推進・支援します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・主体的に取り組む意識づくりを支援します。
- ・様々なニーズに応じた社会参加を支援します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

## 取組の柱 5 地域福祉の担い手を充実する

### (11) 地域福祉活動の担い手の充実

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \*ニーズに応じて参加できる活動をつくれます。
- \*活動への参加を支援します。
- \*担い手が連携し活動を充実します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・市民の様々なニーズに応じた活動づくりを推進・支援します。

- ・参加の呼び掛けやきっかけづくりを充実します。
- ・担い手のネットワークづくりを推進・支援します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

## (12) 福祉サービス等の従事者の確保

【取組を進める上で共有する視点】

- \*福祉の仕事への理解を推進します。
- \*就業環境を充実します。

【市が取り組む方向】

- ・福祉人材の確保に向けた取組を推進します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

## 取組の柱 6 地域福祉活動を支える

### (13) 地域福祉活動への支援の推進

【取組を進める上で共有する視点】

- \*多様な活動の立ち上げや継続を支援します。

【市が取り組む方向】

- ・活動の基盤や条件（拠点、財源、情報など）づくりを推進・支援します。
- ・活動に対する専門的な支援を充実します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】



## 取組の柱 7 一人一人の権利を守る

### (14) 差別や虐待の防止と権利擁護の推進

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \* 差別の解消や権利擁護への理解を広げます。
- \* 虐待や権利侵害の予防、発見、解消に取り組みます。
- \* 判断能力が十分ではない人の自立した生活を支援します。

#### 【市が取り組む方向】

- ・ 様々な差別や偏見を無くすための啓発、権利を守るための取組を推進します。
- ・ 虐待等の防止と解決に向けた取組を充実します。
- ・ 後見的な支援の体制を充実します。
- ・ 権利擁護を進める仕組みを充実します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

### (15) サービスや活動の質の向上

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \* “自分らしい暮らし”を支えるため、支援の質を高めます。

#### 【市が取り組む方向】

- ・ サービス・活動の質や担い手の力を高める支援を充実します。
- ・ サービス評価や苦情解決の取組を推進します。

#### 【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

## 取組の柱 8 地域のつながりを広げる

### (16) 地域のつながりづくりの推進

#### 【取組を進める上で共有する視点】

- \* 地域での人や組織のつながりを強化します。
- \* 支援が必要な人と地域とのつながりを強化します。

**【市が取り組む方向】**

- ・つながりづくりのための取組や場づくりを推進・支援します。
- ・支援が必要な人と地域とのつながりづくりを推進・支援します。

**【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】**

**取組の柱 9 快適で安全なまちをつくる**

**(17) ユニバーサルデザインのまちづくり**

**【取組を進める上で共有する視点】**

- \*誰もが快適に暮らせる都市環境を充実します。
- \*移動の支援を充実します。

**【市が取り組む方向】**

- ・都市施設や建築物のバリアフリー化を推進します。
- ・情報のバリアフリー化を推進します。
- ・市民の理解やマナーを高める取組を推進します。
- ・公共交通や移動を支援するサービスを充実します。

**【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】**

**(18) 安全なまちづくり**

**【取組を進める上で共有する視点】**

- \*防災の取組や災害時・緊急時の支援体制を充実します。
- \*犯罪、事故などを防止し、安全なまちづくりを推進します。

**【市が取り組む方向】**

- ・災害時や緊急時の支援体制を充実します。
- ・ニーズに応じた避難対策を推進します。
- ・犯罪や事故から弱者を守る取組を充実します。

**【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】**

(19) 協働で進める仕組みの充実

【取組を進める上で共有する視点】

\* 地域福祉について話し合い、協働を進める場を充実します。

【市が取り組む方向】

- ・ 地域、テーマなどに応じた様々な話し合いの場づくりを推進・支援します。
- ・ 社会福祉協議会の“地域福祉のプラットホーム”としての機能の充実を支援します。
- ・ 市域を越えた広域的な取組を推進します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

(20) 計画を推進する仕組みの充実

【取組を進める上で共有する視点】

\* 役割分担と協働をPDCIサイクルにより推進します。

【市が取り組む方向】

- ・ 「地域福祉計画推進委員会」を中心とした、多様な参加により計画を推進します。
- ・ 「(仮称)福祉のまちづくりひろば」及び「(仮称)地域福祉推進会議」を設置し、計画に基づく施策・事業を効果的に推進します。

【あなたやあなたが所属している団体が“できること・したいこと”は】

## V. 先導的に取り組む事項

《取組の方向》に基づく活動や事業を市民、団体、事業者、市・関係機関等が協働して効果的に推進していく上で、基盤づくりや緊急性の高い課題への対応として、市は次の事項に先導的に取り組みます。

※ 以下、【重点的に取り組む事項】のうち、進捗状況を評価する上での指標として、具体的な数値や項目を掲げることができるものを【推進目標】として列記しています。

### 1 様々な力をつないで支える仕組み（分野を超えた地域包括ケア）の充実

#### 【背景と目的】

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域における福祉課題を効果的に解決していくための重要なキーワードの一つが“つなぐ”ということです。

今後、超高齢社会に対応する取組として構築する「地域包括ケア」を進めるに当たっては、地域福祉活動とも効果的に連携し、市民の“困りごと”に対応する仕組みづくりを進めていくことが重要です。

そのため、保健福祉に関する多様な人、機関が協働して課題解決、取組等を進めることができる仕組みを充実するとともに、こうした取組の推進役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制を強化します。

#### 【重点的に取り組む事項】

##### (1) 問題を解決する協議の場の設置

本計画に基づく活動や事業を推進するための地域福祉関係者の協議の場として「(仮称)福祉のまちづくりひろば」を設置します。

また、当ひろばで、分野別の施策等を検討する会議（地域ケア会議、自立支援協議会、生活困窮者自立支援事業庁内会議など）との連携により、分野や公民の枠を超え、地域福祉の視点で協働して支援する方策について協議します。

##### (2) 多様なつながりをいかした情報伝達の推進

“福祉に関する情報が無いため、適切な支援につながらない”という状況を無くすため、必要な人に、必要な情報を伝える取組を充実します。

そのため、地域等において“つなぐ”取組を推進するに当たっては、身近な人、機関等が直接伝えることや、スマートフォンアプリ、メール、SNS（※）等のメディア（媒体）を活用した情報発信など、情報を受ける側のニーズに応じた取組を進めます。

※ 通信ネットワークを通じてつながりの場を提供するサービスです。

##### (3) 推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の体制・機能の強化

上記の相談支援、協議、情報伝達、拠点づくり等の“つなぐ”取組を推進するとともに、以下の「2」～「5」の取組を進めるに当たって、既存の制度等では対応が困難な課題などに地域の様々な力と協働して対応する専門職として社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカーの体制を、地域包括ケア、生活困窮者自立支援の取組等とも関連付けて効果的に強化します。

### 【推進目標】

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ○ (仮称)福祉のまちづくりひろば               | 設置       |
| ○ 「メールねやがわ」やスマートフォンアプリを利用した情報配信 | 実施       |
| ○ コミュニティソーシャルワーカー (CSW)         | 7人 → 12人 |

## 2 多様な受け手・担い手のニーズに応える地域福祉活動の推進

### 【背景と目的】

福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域の様々な力による支援が一層重要となっています。

本市では、市民、団体、事業者等により、様々な地域福祉の活動や事業が展開されていますが、限りある財源を効率的かつ効果的に活用するためにも、地域の力が一層重要となっています。

より多くの人々が、“できること・したいこと”で参加することで、様々な“困りごと”にきめ細かく対応するとともに、市民一人一人が元気になり、つながりのある住み良いまちづくりを進めるため、ニーズに応える活動と担い手づくりを推進します。

### 【重点的に取り組む事項】

#### (1) 参加しやすい活動づくりの推進

大きな負担感を感じることなく気軽に参加しやすい、地域での健康・生きがいつくりなどにつながる活動を、自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会等の地域組織と連携して推進します。

また、担い手の負担が大きくなり過ぎないように、地域、専門機関等が連携して、コーディネートする仕組みや体制づくりも推進します。

#### (2) 子どもや若い世代が“受け手”・“担い手”となる活動の推進

子育て支援や子どもの健全育成を地域で支える取組を一層推進するため、福祉関係機関のみならず、学校、PTA等の教育分野の機関・団体、地域の様々な団体などとも連携を図り、子どもや若い世代との相互理解に基づく参加による、世代を超えた活動を推進します。

#### (3) 有償の活動、コミュニティビジネス等の推進

地域福祉活動の担い手を確保するとともに、支援を受ける際の負担感の軽減を図るため、より一層多くの人々が、ポイント、謝礼などを介する有償活動に参加できる仕組みを推進します。

また、様々な“困りごと”を解消するとともに、地域就労の場を増やすため、地域資源をいかして活動するNPO等のコミュニティビジネス(※)を推進します。

※ 市民の生活に密接に関わる課題を解決するため、地域の人材や資源を活用して、ビジネス的な手法で取り組む活動や事業です。

#### (4) 福祉・介護・子育てサービス等の従事者確保のための取組の推進

福祉、介護、子育てなどのサービスをニーズに応じて的確に提供できるよう、事業者と連携して従事者を確保するための取組を推進します。

また、介護する人の負担を軽減しながら介護される人の自立支援を進める介護ロボット等の普及を促進するための取組についても研究していきます。

#### 【推進目標】

- |                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○ 様々な世代のニーズに対応する有償活動の仕組みづくり | 実施 |
| ○ 子育て応援リーダー活動等の推進           | 実施 |
| ○ 生活支援・介護予防サービスの担い手づくり      | 実施 |
| ○ 福祉有償運送サービスの推進             | 実施 |

### 3 災害時・緊急時の支援の充実

#### 【背景と目的】

誰もが安心して心豊かに暮らせることを目指す地域福祉を進めるに当たっては、市民一人一人が、自分の安全は自分で守るという自助の取組を一層進めるとともに、災害時や緊急時に支援が必要になることが多い、高齢者、障害者、小さな子どもがいる世帯などを、“おたがいさま”の意識で、地域で支えることが重要です。

いざというときに的確に対応するため、様々な関係者が連携し、プライバシーを大切にしながら必要な情報を得ることができる仕組みと、様々な状況での支援体制の構築を図ります。

#### 【重点的に取り組む事項】

##### (1) 支援が必要な人と地域のつながりづくり

「避難行動要支援者名簿」、救急医療情報キット（命のカプセル「あんしん」）等の情報、社会福祉協議会が取り組んでいる「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」などを効果的に活用し、誰もがどこかでつながり合う“支え合いのマップ”を共有するとともに、「避難行動要支援者支援プラン」の作成を推進し、地域協働協議会、自主防災組織、自治会、校区福祉委員会等の地域の組織、福祉事業者、ボランティア団体などが連携し、支え合う仕組みづくりに取り組みます。

また、関心の高い災害時・緊急時の支援を切り口として、自分の安全を自分で守るという意識で必要な情報を共有する意識を高め、日常的に気に掛け合い、支え合う関係づくりを促進します。

##### (2) 災害時の支援体制の充実

今後発生し得る災害に対応するため、避難行動要支援者名簿を効果的に活用するとともに、地域組織、事業所、学校、支援者、ボランティアなどと連携して、様々な状況を想定した支援体制づくりを推進します。

また、住宅の耐震化を推進するとともに、支援が必要な人が無事に避難生活を送ることができるよう、地域の避難所での配慮に関するマニュアルの作成、訓練の実施、福祉避難所の整備を一層推進します。

#### 【推進目標】

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ○ 避難行動要支援者名簿の同意率            | 37% → 50% |
| ○ 災害時の連携に関する協定締結等による支援体制づくり | 実施        |
| ○ 地域防災組織での災害時の要支援者を含めた避難訓練  | 実施        |

## 4 生活困窮からの自立に向けた包括的な支援の充実

### 【背景と目的】

雇用環境の多様化、家族・地域でのつながりの希薄化等により、生活に困窮するリスクの高い人が増加する中、生活保護受給者以外の生活に困窮する人への支援を拡充する「第二のセーフティネット」として、平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が開始され、本市では生活に困窮する人に対する自立相談支援等を行っています。

こうした取組をニーズに応じて充実させながら、様々な“困りごと”を抱える人の早期の把握と包括的な支援を行うため、多様なつながりづくりをいかした取組を進めるとともに、地域資源をいかし、住居、社会参加、就労の場などの確保を推進します。

### 【重点的に取り組む事項】

#### (1) ニーズの早期発見と支援へのつなぎ

市民、団体、事業者等のつながりを強化しながら、積極的に地域に出向く「アウトリーチ」などを通じ、生活に困窮する人のニーズを早期発見する取組を推進します。

また、自立性を高めながら、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、相談機能、寄り添って支援する体制などを一層充実します。

#### (2) 様々な資源をいかした自立支援の推進

事業者、地域組織等と連携し、中間的就労等も含めた、働く場、社会参加の場を増やします。

また、困難の内容に応じて、衣食住の提供、子どもの学習に関する支援などを行う体制づくりを推進します。

#### (3) 住まいの確保への支援の充実

生活に困窮している人の住居確保のための給付とともに、高齢者、障害者などが安心して生活できる住まいの確保を支援するため、地域の理解、関係者の連携等を図ります。

### 【推進目標】

- 生活困窮者自立支援のための子どもの学習支援 実施
- 障害者の地域生活支援拠点等の整備 実施

## 5 権利擁護システムの推進

### 【背景と目的】

認知症がある高齢者の増加、障害者の地域移行の拡大などにより、判断能力が十分ではない人の権利擁護を支援する取組へのニーズが増える中、虐待及び権利侵害への適切な対応、差別を無くす取組等を一層推進していくことが重要です。

こうした権利擁護に関する取組を、福祉、法律の専門職等と協働して効果的に推進するため、権利擁護システムの構築等を進めます。

### 【重点的に取り組む事項】

#### (1) 権利擁護を進めるシステムの構築

高齢者、障害者などの権利擁護に関わる福祉、法律の専門職等が協働して取り組むシステムの構築を進めます。

## (2) 後見的支援、日常生活支援等の体制の充実

金銭管理、契約などの日常生活における支援や、財産管理、身上監護などの後見的な支援のニーズに対応するため、市民や法人による担い手づくりを推進します。

また、市民一人一人にとって、後見等の支援が必要になったときの備えとなり、今後の人生を考え、目標をもってよりよく生きるためのプランとして「(仮称)わがやねやがわライフプランノート」づくりを推進します。

## (3) 虐待・権利侵害を予防する取組の推進

高齢者、障害者、児童等への虐待、権利侵害、ドメスティック・バイオレンスなどの防止及びその適切な対応を推進するため、各分野での取組を一層推進します。

また、権利侵害の要因と考えられる年齢、性別、国籍、障害、信条、身分等に関するあらゆる差別を無くすため、学習や啓発を通じた理解を促進します。

### 【推進目標】

- |                           |    |
|---------------------------|----|
| ○ 法人後見実施主体の設立支援           | 実施 |
| ○ 市民後見人等の養成               | 実施 |
| ○ (仮称)わがやねやがわライフプランノートの作成 | 実施 |